

## 令和7年第8回清瀬市教育委員会定例会会議録

令和7年第8回清瀬市教育委員会定例会が令和7年8月18日(月)午前9時30分に招集された。

出席委員、議事の大要は次のとおり。

1 日 時 令和7年8月18日(月)午前9時30分

2 場 所 研修室2・3

3 付議案件 別紙議事日程のとおり

4 出席委員 坂田篤(教育長)

宮川保之(教育長職務代理者)

尾崎啓子(委員)

鈴木美紀(委員)

中村清人(委員)

5 事務局 南澤志公(教育部長)

大島伸二(教育部参事兼教育指導課長)

宮野将史(教育指導課教育支援担当課長兼統括指導主事)

山口由希(図書館長)

太田裕作(教育企画課企画係長)

横井路彦(指導主事)

久保淳(指導主事)

西原利英(生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係長)

6 書記 鈴木和也(教育企画課主任)

## 令和7年第8回清瀬市教育委員会定例会

令和7年8月18日（月）

研修室2・3（清瀬市役所本庁4階）

### 定例会

日程第1	会議録署名委員の指名（尾崎委員）	
日程第2	教育長報告	
日程第3	教育委員報告	
日程第4	議案事項17 令和8年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について	教育指導課教育支援担当課長
日程第5	議案事項18 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度外部評価）について	教育企画課長
日程第6	報告事項1 清瀬市教育相談室運営業務委託自己点検・評価報告書について	教育指導課教育支援担当課長
日程第7	報告事項2 清瀬市不登校支援ネットワーク・フォーラムについて	生涯学習スポーツ課副参事
日程第8	報告事項3 清瀬市立図書館資料の予約及びリクエストに関する要綱の制定について	図書館長
その他		

## 議事の日程並びに議事の大要並びに議決事項

### 開会

坂田教育長が開会を宣言

#### 日程第 1 会議録署名委員の指名（尾崎委員）

尾崎委員を指名

#### 日程第 2 教育長報告

坂田教育長 今年度、清瀬子ども大学の学部を2学部増やして、計7学部を行っている。5月11日に国立看護大学校・看護研修大学校の協力で看護の部、7月5、6、13日に株式会社ゆめ太カンパニーの協力でアニメーションの部、7月22日に一般社団法人ディレクトフォースの協力で理科の部、7月25、26日に東京管区気象台の協力で気象の部、8月1日に明治薬科大学の協力で薬学の部、8月4、18、25日に市内の俳人の方の協力で俳句の部が開催され、8月21日にはGOOD CHEESE LABORATORYの協力で食品の部を開催予定である。多くの参加者が親から言われたからでなく自主的に参加していることに大きな価値があると感じている。

#### 日程第 3 教育委員報告

鈴木委員 8月12日に長期総合計画の策定委員会に参加した。将来像が1から4まであり、9月15日に市報に載せてパブリックコメントを実施する。素案を委員全体で見直した。これまで話していた内容を整理して、将来像1を大人も子供も学びあい充実させたいという内容にすることとした。学校教育についても将来像1に含まれてくる。学習指導要領の改訂も準備されているので、次期学習指導要領を見据えた内容としたいと思う。方向性の中に確かな学力を育成するという内容があるが、少し知識・理解に偏った内容になっていると思うので思考力・判断力・表現力等を育てていくという点も含まれた内容にしてほしいという意見を言った。

坂田教育長 素案の内容はこれから変更されていくのか。

鈴木委員 最終の打ち合わせで事務局が意見を集約していて、策定委員会の委員長と調整して素案を完成させていくと聞いている。

坂田教育長 長期総合計画と教育総合計画マスタープランの整合性を図っていく。教育総合計画マスタープランでは次期学習指導要領を見据えて、教育委員会の考え方を表しながら策定していく必要があると考えている。

中村委員 特になし

尾崎委員 特になし

宮川職務代理 全国学習・学力状況調査について分析をしている。以前から言われて

者

いるが、目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見つけることに課題があるとなっている。これは授業の単元の取扱いや授業のデザインの問題であると思っている。この課題を解決していくためには、教師がどうしてその授業を行うのかという意識の変革が必要であると思う。学校でも夏の間に分析を行い、2学期からの授業にも活かしていってほしい。

ユネスコスクールとして認定されている清明小学校の取り組みについて、外部から資金調達を行いながら学校運営を進めており、他の学校のモデルにもなるような取り組みであり、教育委員としても手伝えることがあれば協力していきたい。

坂田教育長

令和7年度の全国学習・学力状況調査については分析をしており、またより次第、教育委員にも情報提供を行う。学校の先生や大人に何かあった時に相談できるかという数値が清瀬市は高くなっていて、これからも高めていきたいと考えている。

日程第 4

#### 議案事項 17 令和8年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

南澤教育部長

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、次年度の小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書について採択していただく必要があるため提出するものである。

坂田教育長

「令和8年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書」の採択に当たって実施した調査の概要及び経過について説明いただきたい。

大島指導課長

調査対象となる特別支援学級で使用する教科用図書について説明する。小・中学校の特別支援学級における当該学年用の教科用図書については、東京都教育委員会より示されている「教科用図書採択の手引」のとおり、通常の学級で使用される当該採択地区で採択されている教科用図書と同一のものを使用することになっている。

しかし、障害の程度から、教科により当該学年用の教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用できることとなっている。

この場合は、下学年用の教科用図書を使用することや、中学校の特別支援学級において小学校用の教科用図書を使用することができる。

また、文部科学省著作の教科用図書、いわゆる☆本を使用することもできるとされている。

さらに、障害の程度から、教科により当該学年用の教科用図書又は☆本の使用が適当でないときに使用するものとして一般図書がある。

ただし、これらは同一の児童又は生徒に併せて給与することは、二重給与に該当してしまうのでできない。学校は、児童・生徒の障害の程度

を踏まえて、今回採択をいただいた教科用図書の中から、適切な教科用図書を選び給与の申請を行うこととなる。

次に、調査の概要について説明する。

本市では、「清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱」に基づいて、教科用図書調査委員会を設置し、調査を行った。

学校ごとではなく、小学校用、中学校用のように学校段階ごと、障害種別に調査を行い、報告書を作成した。

これにより、学校では、これまでよりも更に幅広く児童・生徒一人一人の障害の程度に応じて、教科用図書を選択できるようになる。

調査対象となった教科用図書は先ほどご紹介した三種類になる。

まずは、文部科学省検定済教科用図書である。

すでに本市で採択されている市立小・中学校で使用している教科用図書と同一のものである。

次は、文部科学省著作教科用図書である。

これは、知的障害用に文部科学省が作成した教科用図書である。小学校低学年用が☆一つ、中学年用が☆二つ、高学年用が☆三つ、中学校用が☆四つと五つとなっている。

最後に、一般図書である。

こちらは、障害の程度に応じて、検定済教科用図書や文部科学省著作教科用図書では対応できない児童・生徒用として選択されるものである。これまで東京都教育委員会が作成している一般図書の一覧を基に選択されている。

坂田教育長 特別支援学級教科用図書調査委員会からの調査報告をしていただきたい。

宮野教育指導課教育支援担当課長 はじめに、自閉症・情緒障害特別支援学級用の教科用図書である。

自閉症・情緒障害特別支援学級では、知的障害のない児童・生徒を対象としているため、各教科等の指導は、基本的に通常の学級に準ずる内容を実施することとなっており、文部科学省検定済教科用図書を使用する。そのため、現在使用している小学校教科用図書及び中学校教科用図書を使用することとなる。

次に、知的障害特別支援学級用の教科用図書である。

こちらについては、先ほど御説明させていただいた三種類を対象に調査を行った。

主に文部科学省著作教科用図書、いわゆる☆本と、一般図書について調査を行った。

一般図書については、これまで東京都の調査研究資料に記載された図書を基に選択しており、その中から既に使用実績のある一般図書について再度確認した。

つきましては、特別支援学級 教科用図書調査委員会において、本市の特別支援学級で使用される教科用図書について調査した結果、全て使

- 用に適すると判断した。
- 坂田教育長 新小学一年生については障害の内容や程度が分からぬと思うが、どのような考え方で教科用図書を設定するのか。
- 宮野教育指導課教育支援担当課長 新小学一年生については実態が分からぬが、就学相談や体験活動を通して児童の様子を観察して、学校と情報を共有して、全体の状況をふまえて決定を行う。
- 坂田教育長 就学相談の内容を反映させるのに教科用図書の申請期間には間に合うようになっているか。
- 宮野教育指導課教育支援担当課長 就学が決まるのが冬になる場合や転居で追加となる場合にも対応するために年度末に調整の調査をすることができるため、そこで最終調整を行って適した教科用図書を用意できるようにしている。
- 坂田教育長 知的障害の子供たちが共同及び交流学習で教科用図書を使用する際に配慮している点はあるか。
- 宮野教育指導課教育支援担当課長 通常学級との交流学習を行う場合に特別支援学級で使用する教科用図書と通常学級で使用する教科用図書の両方を渡してしまうと二重給与となってしまうため、特別支援学級に参加するのか通常学級の交流学習に参加するかで教科ごとに教科用図書を選択するようにしている。
- 鈴木委員 知的学級の子供については1人1人にあった教科用図書を用意していただきたいと思う。
- 尾崎委員 調査委員会等で議論となる様な点は何かあったか。
- 宮野教育指導課教育支援担当課長 知的障害については障害の程度や発達の程度によって、教科用図書を選ぶ必要があり、議論の中で選んだ教科用図書で教育を行う意味を説明できるようにすることが重要であるという結論となった。
- 坂田教育長 給与する教科用図書が保護者の方の意向にそぐわない場合もあるのか。
- 宮野教育指導課教育支援担当課長 そのような場合もある。各学校では定期的に保護者の方との面談を行い、児童・生徒の発達状況等についても説明を行い、理解を得られるようにしている。
- 中村委員 教科用図書の二重給与は出来ないとなっているが、学習につまずきがあつた際に一般図書を参考資料として学習を行う等の対応は出来るのか。
- 宮野教育指導課教育支援担当課長 教科用図書の二重給与は出来ないが、一般図書や☆本を教材として先生方に参考にしていただき対応を行っている。
- 宮川職務代理者 一般図書を選択する際に他学年で既に給与した本を同じ児童・生徒に給与しないようにすることも配慮しなくてはいけないと思うが、何か対策はしているか。
- 教員が手作りで教材を作成する際に、状況によって作成する教員の感覚に頼ったものになってしまふこともあるが、何か体系的に作成できるようにしているか。
- 特別支援学級の自立活動について、何か体験的なことを行えばよいという考えとなっていないか。

宮野教育指導 課教育支援担当 当課長	各学校には一人一人の児童・生徒がどの年に何の教科用図書を給与したかを記録できる表を渡しており、同一図書を給与しないようにしている。 教員が経験に基づいたものだけで教材を作成する事が無いように、☆本や一般図書の中で教材とするものに適したものを見せて、その中から教材を作成いただけないように指導している。
坂田教育長	特別支援学級での自立活動について、自閉症情緒特別支援学級では自立活動の時間が教科とは別に定められており、知的障害特別支援学級では教育活動の中で自立活動を指導している。学習指導要領の解説編に障害の程度に応じてどのような自立活動があるかの記載があり、それを一覧にしたものを作成して毎年学校に共有している。一般図書の中に道徳的な内容でイラストがあり視覚的に分かりやすいものもあり、それも紹介して自立活動の指導に利用してもらうようにしている。
宮野教育指導 課教育支援担当 当課長	清瀬市の特別支援学級の課題は何と考え、今回の教科用図書の採択でどのように課題を解決していくと考えているのか。 近年、清瀬市は特別支援学級の数が増加している。最も大切なことは発達に応じた支援を行っていくことであり、発達段階に応じたグループを設定して指導を行うことが求められると考えている。発達段階に応じたグループによって給与する教科用図書が変わるため、それぞれの発達段階に応じた教科用図書を選択できるように採択することで求められる支援を行うことにつながると考えている。
宮川職務代理 者	手作りの教材について、ただ知識を取り入れるためだけのものとならないよう記号設置の考え方を取り入れたものにする必要がある。 検定本ではなく☆本や一般図書を使用する場合にはどのような教育効果が得られるかを示す必要があると思うが、事務局としてはその点をどのように考えているか。
宮野教育指導 課教育支援担当 当課長	特別支援学級においても安易に☆本や一般図書を選択するのではなく、検定本を選択することを基本として、発達段階に応じて☆本や一般図書を選択することとしている。☆本や一般図書を選択する場合にはそれらを選択したことでの効果が得られるかを保護者の方にも説明する必要があると考えている。教員が自分の使いやすさで選択をするのではなく、児童・生徒にあったものを選択するという点については教育指導課からも各教員へ指導している。
宮川職務代理 者 鈴木委員	保護者の方には☆本や一般図書を選択することに理解を得られない方もいると思うので、丁寧に説明をして理解いただけるようにしてほしい。 児童・生徒の発達に応じたグループごとに教科用図書を選択していくことは良いと思うが、どの教科用図書を選択したかについて、保護者への説明だけでなく、児童・生徒自身も納得できるように進めてもらいたい。
宮川職務代理 者 坂田教育長	児童・生徒の発達段階だけで選ぶのではなく、一人一人の状況に応じて適した教科用図書を選択できるように指導をしていきたい。 通常学級も特別支援学級も一人一人に合わせた教科用図書を選択するこ

とができれば理想であるが、実際の運用を考えると難しい。ICTを活用していくことで実現できる部分がでできている。

議案事項17について、提案通りに同意することに異議はないか。

各委員

異議なし

坂田教育長

本件については原案の通り承認とする。

日程第 5 議案事項 18 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度外部評価）について

太田教育企画課企画係長 大野教育企画課長が欠席のため、代理で説明する。清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の外部評価委員によるヒアリングを行い、評価や総評をいただいた。報告書を作成したため、教育委員会での議決をいただき、清瀬市議会への提出とホームページでの公開を行いたいと思う。

坂田教育長 今回の外部評価委員からの評価ではそれぞれの事業についてアウトカム指標を設定することや最終目標と重点事業との関連性がわかりにくいという点で指摘があった。全体像が分かりやすいような点検及び評価となるように工夫していきたいと思う。

宮川職務代理者 個票の見直しを行っても良いと思う。  
教育機器の適切な環境整備について、昨年度に行った事業内容をアウトカム指標で評価するためには様々な多くのデータを収集して整理する必要があり、膨大な時間や労力がかかると思われ、限られた人員の中では難しいと思う。

南澤教育部長 個票の見直しについては、来年度に教育総合計画を改定する際に評価制度も含めて見直しを行いたいと考えている。

また、この教育機器の適切な環境整備については、次期GIGA端末を用いた学習環境を効率的、効果的に整備することを目標にしてきたが、これを進行管理するための適切な目標と指標設定の観点からは課題があったと考えている。

宮川職務代理者 教育機器の調達で学校の教員が求めている学習に必要としている機能を準備出来ているかをデータ化することでアウトカム指標の設定ができる、教育指導課が進めていく教育機器を使用した学習の達成とは別の指標とすることもできると思うので、次回以降に参考にしていただければと思う。

計画を立てる際には評価をすることを考慮して行う必要があるので、次回の教育総合計画を改定する際には評価のことも考慮しながら策定していただきたい。

坂田教育長 評価には達成度を示す機能やプロセスが正しいかどうかを示す機能などの様々な機能がある。その中には評価をすることで評価を受けるために努力した人々を称賛するという機能もあると考えている。今回の教育機器の調達に関しては指標設定や個票の作成において見直す点もあると

宮川職務代理  
者

坂田教育長

各委員

坂田教育長

思うが、事業を行った職員に対して、困難で重要な内容を行ったことを評価したいと考え、市民の方にも示すことができればと思う。

教育長の視点は重要であると思う。

外部評価委員に十分な理解をいただけなかった点があることについては、人員の問題もあるため対応できない部分もあると思う。これから市民の方々へ示す際には教育委員会としての考え方を示して、理解をしていただけるようにしていければ良いと思う。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については市区町村によってさまざまなやり方があり、全事業について簡潔に評価を行う方法などもあるが、清瀬市では年度ごとに教育委員会が重要と判断する事業を選択して、詳細を評価していく方式を行っており、適切な形での点検及び評価ができていると考えている。評価方法については改善の余地があり、評価の形式や個票の様式については見直しを行っていきたいと考えている。

議案事項18について、提案通りに同意することに異議はないか。

異議なし

本件については原案の通り承認とする。

## 日程第 6 報告事項 1 清瀬市教育相談室運営業務委託自己点検・評価報告書について

宮野教育指導  
課教育支援担  
当課長

清瀬市が教育相談室運営事業を委託している東京公認心理士協会より自己点検・評価報告書の提出があった。

継続相談を行っている保護者へのアンケートでは相談員の対応は適切だったか、相談員は話をよく聞いてくれたか、教育相談室で相談してよかったですと思うかという項目ではそれぞれ約95%の方が肯定的な回答をしている。また、今後に向けた助言は参考になったかという項目は80%以上の方が肯定的な回答をしている。

検査を利用した保護者へのアンケートでは相談員の対応は適切だったかという項目は100%の方が肯定的な回答をしており、他の項目についてもどれも90%以上の方が肯定的な回答をしている。

自己点検・評価報告書の内容や日頃の様子から事務局としても仕様書に基づいた適切な業務が行われていると考えている。

第三者評価のまとめに学校訪問の実施やオンライン相談・チャット相談の実施についての提言もあり、東京公認心理士協会から今後の課題として検討していきたいと伺っている。

坂田教育長

自己点検・評価報告については東京公認心理士協会が自主的に行ったものであるという認識で良いか。

宮野教育指導  
課教育支援担  
当課長

その通りである。

尾崎委員	利用者アンケートのまとめについて、主に満足度調査になっているが、今後の活用に向けて、活用のしやすさや活動内容の希望もアンケートの項目にあるとまだ活用していない人に向けた広報の参考にもなり良いと思う。
	自己点検・評価について、すべてが十分にできているという評価であるが、何をもって十分にできているといえるのかを記載してあると説得力が増すと思う。
	学校訪問ではどんな活動を行ったか、スクールソーシャルワーカーとの連携があったのか等の具体的な記述や実施したことでのような意味があったのか記述があると良いと思う。
鈴木委員	自己点検・評価は課題を見つけたり次の活動につなげたりするために行うものもあるので、満足度調査だけで終わらないようにしていただければと思う。
中村委員	教育相談室が不安を抱える家庭にとって頼れる組織であることを望む。
宮川職務代理者	東京公認心理士協会が第三者評価を依頼したのはどこなのか。
宮野教育指導課教育支援担当	東京聖栄大学の有村教授であり、東京公認心理士協会に所属していない方である。
当課長	
宮川職務代理者	アンケート調査について、形容詞対の尺度を使ったSD法を用いて利用者の印象を数値化して分析することで、アウトカムとして見せることができる指標となる。 課題や改善点についても見えるようなアンケートを行えると良いと思う。
坂田教育長	自己点検・評価については、東京公認心理士協会が自主的に行ったものであるが、今回の指摘いただいた点についてはお伝えして改善をしていけるようにしたい。 教育相談室は基本的には来所型であるが、来所型では相談に行けない方もいると思うので、何かアウトリーチ型となるような活動にすることも検討が必要だと思う。
宮川職務代理者	相談に1回しか来なかつた方に対して、なぜその後に続かなかつたのかを分析することで課題が見えてくることがある。

#### 日程第 7 報告事項2 清瀬市不登校支援ネットワーク・フォーラムについて

西原生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係長	古川生涯学習スポーツ課副参事が欠席のため、代理で説明する。8月23日に不登校支援のネットワークづくりを目指した清瀬市不登校支援ネットワーク・フォーラムを開催する。市内の取り組み事業の紹介とグループでの情報交換や意見交換を通じて、現状や課題やニーズを共有して今後の不登校支援のネットワークづくりについて今後の連携を深める
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	ことを目指す。対象は教育学校関係者や地域の関係団体の方々、福祉や教育現場での活躍を目指す学生と考えている。
鈴木委員	チラシの取り組みの箇所に何を行うかを記載した方が分かりやすいと思う。
坂田教育長	現在の申し込み状況はどうなっているか。 フォーラムの定員は何人を想定しているか。
西原生涯学習 スポーツ課生 涯学習スporte ツ係長	20名弱の申込があった。 定員は30名程度を想定している。
坂田教育長	あと10名程度は申込み出来るようだが、参加者を増やすための戦略はあるか。
西原生涯学習 スポーツ課生 涯学習スporte ツ係長	改めてリマインドで周知を行いたいと考えている。
尾崎委員	チラシからは誰向けに行うフォーラムかわかりにくいと思う。不登校の当事者も参加することを想定しているか。
西原生涯学習 スポーツ課生 涯学習スporte ツ係長	対象は教育学校関係者や地域の関係団体の方々、福祉や教育現場での活躍を目指す学生と考えている。
中村委員	広報はどのように行っているか。
西原生涯学習 スポーツ課生 涯学習スporte ツ係長	チラシを学校支援本部の関係者や学校運営協議会の関係者等を中心に配布している。
宮川職務代理 者	フォーラムに私も参加したいと思う。 不登校については、不登校の子供の居場所を作ることと不登校の原因や解決策を研究して子供にとって良い選択肢を考えていくことという2つの大きな流れがあると思う。不登校と子育てや幼児期の教育との関係性を研究して不登校対策となるような方法を見出せるようになることを期待している。
坂田教育長	国と東京都は急速に不登校生徒・児童が増えている。清瀬市も増加している。学校の教員にもフォーラムに参加してもらって知識を深めていってもらいたい。

日程第 8 報告事項3 清瀬市立図書館資料の予約及びリクエストに関する要綱の制定について

山口図書館長 図書館資料の予約及びリクエストについて、これまで運用に関する要

---

綱がなかったため、新たに定める。

予約とリクエストの定義について、予約は図書館が所蔵する資料の優先利用申込みを行うものとし、リクエストは図書館が未所蔵の資料の利用申込みを行うこととしている。

これまで近隣市の方からのリクエストも受け付けていたが、要綱でリクエストができる者を市内在住者及び図書館長が特に必要と認める者として、清瀬市民の方を優先させるものとした。

宮川職務代理者 山口図書館長 市外からのリクエストがどれくらいあるか。

図書館の運営が変わる中で事業内容の見直しを行うのは良いと思う。

市外からのリクエストについて、今は詳しい数値を持っていないが、野塩図書館では所沢市や東村山市の方の利用があり、竹丘図書館では東久留米市の方の利用があった。

リクエストについて、清瀬市が保有していない資料を東京都の図書館に貸出依頼をすることができるが、市内の図書館数に応じて上限の冊数が決まるため、図書館の閉館にともない上限数が少なくなった。そのことから清瀬市の方を優先させるためにもリクエストができるのは基本的に市内在住の方とするようにした。

宮川職務代理者 山口図書館長 清瀬市立図書館運営規則第4条第1項第2号に規定する者とはだれを対象にしているか。また、その者が視聴覚資料と雑誌を予約できないようしている理由な何か。

清瀬市立図書館運営規則第4条第1項第2号は清瀬市内に所在する事業所、機関又は読書会等の団体とされていて、具体的には小学校や保育園、社会福祉施設等であり、団体貸出の対象である。団体貸出は100冊以上となる場合もあり、期間も数か月の貸し出しとなるため、数の少ない視聴覚資料等は対象外として、個人で借りたい方が借りられない状況がなるべくないように配慮している。

坂田教育長 山口図書館長 要綱の中に図書館長がとくに必要と認める者という記載が複数あるが、どういった方を想定しているか。

清瀬市にしかない資料について、市外の人でも閲覧したいという要望があることがあり、他では提供できないものがあるのであれば市外の方にも出来る限り提供したいという想いがあり、理由があれば貸し出しができるように設定している。

### 閉会

坂田教育長が閉会を宣言

閉会 午前11時43分

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教 育 長

教 育 委 員